

助成金を申し込む前に必ずお読みください！！

- 助成金は事業者の皆様の**事業活動をサポート**するものです。
- 助成金の**支払**は事業の実施を確認させていただいた後**(後払い)**となります。
- 申請の方法や支払の**条件**については**募集要項を必ず御確認ください**。

助成金が支払われるまでの基本的な流れ



- 1 2 申請に必要な書類を提出いただき、**審査**を行います。
- 3 審査を通過すると支援対象として決定**(交付決定※)**されます。
※助成金の上限額などを示したものであり、**支払いを保証するものではありません**。
- 4 対象となる事業を実施し、その報告をしていただきます。
- 5 適正に事業と支払が行われたかを検査して助成金の**金額を確定**(※)します。
※検査の結果、**金額が減額になることがあります**。
- 6 7 確定した金額の**請求書**を提出いただき、助成金を支払います。

助成対象期間の考え方

- 助成金には、その対象となる期間**(助成対象期間)**があります。
- **発注・契約・実施(購入)・支払(決済)**を期間内で行う必要があります。

<助成対象期間と助成対象の関係>



審査基準

- 一部の助成金は**募集要項**で「審査の視点」が示されています。
- 作成した申請書が審査の視点を踏まえているか確認することをおすすめします。

よくあるご質問

申請資格に関すること

- Q** 創業者は助成金に申請できますか？
- A** 令和6年4月1日現在で、法人であれば東京都内に登記簿上の本店又は支店があること、個人事業者であれば、東京都内に開業の届出があることが必要です。他の申請要件もございますので、募集要項をご確認ください。
- Q** 株式会社等の会社以外の法人は助成金に申請できますか？
- A** 一般社団法人と一般財団法人は申請できます。医療法人、学校法人、宗教法人等については、申請していただくことはできません。

助成対象に関すること

- Q** 助成金額は、どのように決まるのですか？
- A** 「事業を行うためにかかった経費」から、「助成対象外経費」を引いた金額に、助成率を乗じた額になります。
- Q** 日本国内への出願は助成対象となりますか？
- A** 日本国内への出願は助成対象となりません(特許・実用新案におけるPCT出願での日本への国内移行も対象となりません。)。日本国内への出願に対しては、助成制度を設けている区市がありますので、所在地の区市の産業課・経済課・商工課等にご確認ください。

併願申請に関すること

- Q** 本助成金で申請した出願テーマと同一の出願テーマを対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできますか？
- A** 本助成金で申請した出願テーマと同一の出願テーマを対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできません。しかし、同一の出願テーマを対象として助成金を受けることはできないため、両方に採択された場合は、一方を辞退していただきます。

詳細はこちら

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

お問い合わせ先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 東京都知的財産総合センター

中面 11~9 | 〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階
電話 | 03-3832-3656 | メール | chizai@tokyo-kosha.or.jp

中面 10~11 | 〒110-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル4階
電話 | 03-5823-8801 | メール | chizai@tokyo-kosha.or.jp



知的財産権に関する 費用を助成します！

他者の
知的財産権を
調査したい

自社の
知的財産権が
侵害されているか
調査したい

外国に
知的財産権を
出願したい

特許権 | 実用新案権 | 意匠権 | 商標権 | 著作権

あてはまる方は次のページへ！

権利やステージに応じてお選びください！

※令和6年度から順次Jグランツでの申請受付となります。
締切間際は混み合う可能性がありますので、期限内に余裕を持った手続きをお願いします。

製品開発の流れ		企画・構想		試作開発・改良・実用			市場開拓		海外進出予定国において、 障害となっている 類似商標等の取消や無効化	大企業等の開放特許を活用して 新しい製品を開発	優れた技術を有する スタートアップに、 出願に必要な実験や 出願等を支援
保護したい 知財の例	権利	事前対応		出願 (※著作権のみ申請)	審査・中間処理 (審査請求・補正対応等)	登録	維持 (年金納付)	侵害対応 侵害調査・鑑定・差止等			
		先行特許調査・冒認対応等									
発明した高度な技術 特許権	1 外国特許出願助成金										10 知財活用 製品化助成
	6 特許調査費用助成金										
考案した技術 実用新案権	2 外国実用新案出願助成金										11 スタートアップ 知的財産 支援助成金
	3 外国意匠出願助成金										
製品の形状、模様、色 意匠権	4 外国商標出願助成金										8 海外商標 対策支援助成
	7 外国著作権 登録費用助成金		中間処理は 発生せず								
会社や製品の名称やロゴ 商標権	9 グローバルニッチトップ助成										
	5 外国侵害調査費用助成金										
製品の図面、写真、絵 著作権											

主な条件
 ア.同一年度の交付決定は、一中小企業者につき一件に限る。
 イ.助成対象期間内に、外国への直接出願又は各指定国への国内段階移行を行い、支払まで完了すること。
 ウ.事業税等を滞納していないこと。
 エ.対象経費は、助成対象期間内に契約し、かつ支出した経費とする。

※5・6・7・8・10の助成金については、予算額に達した時点で、受付を終了しますので、事前に当センターへご確認ください。
 11の助成金については、スタートアップ知的財産支援事業の採択者のみ対象となります。

5 外国侵害調査費用助成金

外国における自社製品・技術の模倣
又は権利侵害等について、
中小企業者等が行う対策を支援

対 侵害調査費用、侵害品の鑑定費用、
侵害先への警告費用、
税関での輸入差止費用

額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額200万円

期 令和6年4月1日から
最長令和7年11月30日まで(1年8か月)

申請受付期間 随時(※)

6 特許調査費用助成金

優れた技術・製品を保有する
中小企業者等が民間調査会社に
依頼する他社特許調査等を支援

対 開発戦略策定費用、特許出願戦略策定費用、
継続的なウォッチング費用、
侵害予防調査費用

額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額100万円

期 令和6年4月1日から
最長令和7年9月30日まで(1年6か月)

申請受付期間 随時(※)

7 外国著作権登録費用助成金

優れた商品やサービスにおける
著作物を有する中小企業者等の
外国著作権登録を支援

対 外国登録手数料、代理人費用、翻訳料 等

額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額10万円

期 令和6年4月1日から
最長令和8年3月31日まで(2年)

申請受付期間 随時(※)

8 海外商標対策支援助成金

海外進出予定国における類似商標等が
障害になっている中小企業者等に対し、
この商標の取消や無効化を支援

対 情報収集関連費用、異議申立・不使用取消審判・
無効審判・情報提供に要する費用、
行政訴訟に要する費用

額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額500万円(3年間通算)

期 令和6年4月1日から
最長令和8年12月31日まで(2年9か月)

申請受付期間 随時(※)

9 グローバルニッチトップ助成金

世界規模での事業展開が期待できる
技術や製品を有する中小企業者等の
知的財産権の取得等を支援

対 外国での権利取得・維持に関する費用(特許・実用新案・
意匠・商標・著作権)、知財トラブル対策費用(侵害調査、
税関での差止費用等)、先行調査費用

額 助成対象経費の2分の1以内、
限度額1,000万円(3年間通算)

期 令和6年4月1日から最長令和8年12月31日まで
(2年9か月)

申請受付期間 令和6年6月21日(金)～7月17日(水)
 その他 東京都又は当社が実施する事業において、技術
や製品が優れたものであると認められ、表彰・助
成・支援を受けていること。

1 外国特許出願費用助成金

優れた技術等を有する中小企業者等の
外国特許出願から中間手続きを支援

対 外国出願手数料、審査請求料・中間手続費用、
代理人費用、翻訳料、先行技術調査費用、
国際調査手数料、国際予備審査手数料 等

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額400万円
(ただし、出願に要する経費のみの場合は、300万円)

期 令和6年4月1日から最長令和8年11月30日まで
(2年8か月)

申請受付期間 第1回:令和6年4月26日(金)～5月10日(金)、
第2回:令和6年9月24日(火)～10月10日(木)

3 外国意匠出願費用助成金

創造性又は審美性のある意匠を有する優れた
商品を持つ中小企業者等の外国意匠出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行意匠調査費用 等

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円

期 令和6年4月1日から最長令和7年9月30日まで
(1年6か月)

申請受付期間 第1回:令和6年4月22日(月)～5月14日(火)、
第2回:令和6年9月2日(月)～9月19日(木)

その他 類似意匠について同時の出願を要する場合は、
複数意匠でも一意匠とみなす。

10 知的財産活用製品化支援助成金

公社が知的財産活用製品化支援事業で
支援する中小企業者等の製品開発を支援

対 原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費、
産業財産権出願・導入費

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額500万円

期 令和6年4月1日から最長令和7年12月31日まで
(1年9か月)

申請受付期間 随時(※)
 その他 知的財産活用製品化支援事業の支援企業であること。

2 外国実用新案出願費用助成金

優れた技術等を有する中小企業者等の
外国実用新案出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行技術調査費用、国際調査手数料、
国際予備審査手数料 等

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円

期 令和6年4月1日から最長令和8年11月30日まで
(2年8か月)

申請受付期間 第1回:令和6年4月26日(金)～5月10日(金)、
第2回:令和6年9月24日(火)～10月10日(木)

4 外国商標出願費用助成金

優れた商品やサービスに識別力のある商標を
有する中小企業者等の外国商標出願を支援

対 外国出願手数料、代理人費用、翻訳料、
先行商標調査費用 等

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額60万円

期 令和6年4月1日から最長令和7年9月30日まで
(1年6か月)

申請受付期間 第1回:令和6年4月22日(月)～5月14日(火)、
第2回:令和6年9月2日(月)～9月19日(木)

その他 同一商標について商品・役務区分ごとの出願を
要する場合等は、一商標とみなす。

11 スタートアップ知的財産支援助成金

優れた技術を有するスタートアップに、
出願に必要な実験や出願等を支援

対 権利取得関連費、選考調査費、原材料・副資材費、
機械装置・工具器具費、委託・外注費、
産業財産権導入費、専門家指導費、直接人件費、
賃借料、規格等認証登録費

額 助成対象経費の2分の1以内、限度額1,500万円

期 令和6年4月1日から最長令和8年12月31日まで
(2年9か月)

申請受付期間 随時(※)
 その他 スタートアップ知的財産支援事業の支援企業
であること。